

多賀秋五郎著

近代中國教育史資料

民國編(中)

大漢出版  
有限公司印行

多賀秋五郎著

近代中國教育史資料 民國編中

夏海出版社有限公司 印行

## 序 文

近代中国教育史資料は、清末近代学制の成立（一九〇二）より、現在にいたるまでの中国教育史資料をあつめたものである。本編は、清末編・民国編上のあとをうけて、その第三編にあたる。本書には、民国九年（一九二〇）から、民国二十年（一九三一）までの資料を収めた。この時期は、五・四運動の翌年から、満洲事変の起った年までで、軍閥の抗争、革命軍の北上、国共の合作と分裂、北京政府の崩壊、南京政府の成立、満洲事変の勃発など、動揺する中国社会のなかで、アメリカ的教育から、民族的教育へと展開する時期である。

本編も、前二編と同じく、まず、資料項目を年代順に配列し、ついで、その必要と思われるものに解説を施し、さらに一項目一資料を原則として資料をかかげた。

本書にかかげた資料は、国会図書館所蔵の政府公報・國民政府公報・大學院公報・教育部公報・第一次教育年鑑、東洋文庫所蔵の教育公報、中央大学図書館所蔵の民國法令大全・政府公報、著者所蔵の近代中國教育史料・中華民國法規大全・歐戰後之中國・第二次全國教育會議始末記である。貴重な資料の引用を許された各機関に対して、深い謝意を表するしだいである。

本書の原稿は、はじめ、各項目ごとに資料と解説をしめていたが、一定期間内に旧活字の多い資料を鉛印にすることが困難なため、草稿を再編し、項目と資料を分離し、資料は一括して影印として収めたしだいである。

本書の出版については、昭和四十八年度文部省科学研究補助金（研究成果刊行費）をいただいた。本書の刊行過程にあつては、日本學術振興会の西沢章夫氏の親切な御配慮をわずらわした。ともに深く感謝するところである。

昭和四十八年九月十日

多 賀 秋 五 郎 識



# 目次

|               |     |
|---------------|-----|
| 序文            | 一   |
| 凡例            | 五   |
| 資料項目          | 九   |
| 解說            | 六九  |
| 資料            | 一九七 |
| 一 政府公報        | 一九七 |
| 二 國民政府公報      | 二三二 |
| 三 教育公報        | 二五二 |
| 四 大學院公報       | 四一九 |
| 五 教育部公報       | 五二四 |
| 六 中華民國法規大全    | 六五一 |
| 七 民國法令大全      | 六六九 |
| 八 歐戰後之中國      | 六七八 |
| 九 教育方針草案      | 六八六 |
| 一〇 第一次教育會議之回顧 | 六八八 |
| 一一 改進全國教育方案   | 六九二 |

目次

四

|                      |     |
|----------------------|-----|
| 一二 第二次全國教育會議始末記····· | 七四三 |
| 一三 教育統計·····         | 七六五 |
| 一四 大學教育概況·····       | 九〇〇 |

## 凡 例

- 一 民国編中は、資料項目・解説・資料の三部より構成される。
- 二 資料項目は、第一次世界大戦の終結した翌年、すなわち、民国九年（一九二〇）から、九・一八事件の起った民國二十年（一九三一）まで、二三年間における教育史上重要な項目を、編年的に配列し、頭に項目番号を、脚に資料番号を附したものである。
- 三 解説は、必要と思われる資料項目について施すこととし、その背景となっている事情や内容を説明し、時には評価や批判もくわえた。
- 四 資料は、重複を避けて、一項目一資料を原則としてしめすこととし、出典ごとに番号をつけた。各資料の上に附した数字は、資料番号であり、カッコの中の数字は、資料項目番号である。
- 五 北京政府の政府公報は、民國十七年（一九二八）六月十二日付四三五二号までつづいたが、北京政府が崩壊するとともに廃刊になった。国会図書館には、民國十七年五月二十一日付四三四〇号まで、中央大学図書館には、六月十二日付四三三二号まで揃っている。
- 六 國民政府公報は、南京國民政府の公報である。國民政府は、民國十四年（一九二五）七月一日に廣東で成立した。翌民國十五年（一九二六）七月九日、國民革命軍の北伐が開始され、十月七日に漢口、十日に武昌を占領すると、民國十六年（一九二七）一月一日、政府はここへ移った。しかし、國民黨右派は、左派や共産党と分裂し、二月二十一日に成立した武漢國民政府に対抗して、四月十八日に南京國民政府を樹立した。この年九月六日、武漢政府は南京政府に合流した。國民政府公報は、十六年十月一日、旬刊第一期が出された。もっとも、これよりさき、南京國民政府は、舊字第一号ではじまり、舊字第十二号でおわった公報を出している。旬刊は十一月十一日以後週刊にあらためられ、この日の第五期より民國十七年十月十六日の第一百期にいたっている。週刊公報は第一百期をもっておわり、日刊にあらためられ、十月二十六日にその第一号を出している。国会図書館には、民國十七年八月の週刊第八十期より第百期までと、日刊第一号より、民國二十六年（一九三三）一月二十八日の二六四号までが収蔵されている。
- 七 教育公報は、北京政府の教育部教育公報經理處より出ている。東洋文庫には、第一年（民國三十四年）から第七年（民國九十年）まで、第八年（民國十一年）第十一年（民國三十四年）までの分がいちおう揃っている。そのうち、第六年（民國八十九年）の前半分までについては、すでに、民国編上に採録した。ただし、いちおう揃っているといっても、第四年（民國六年一七年）一六期分のうち第一・三期、第五年（民國七十八年）一六期分のうち第一・八期、第六年の第一・二期が欠けている。なお、近代中国研究委員会の「中國文新聞雜誌總合

目録」によると、東京大学附属図書館に、第九年第一期から第十一年第五期まであることになっている。再三同図書館員をわずらわしたが見当らなかった。同目録はいちいち現物にあたり、当時の未整理分まで調査されたそうであるから、どこかにかならず存在するものと思われるが、本書には採録できなかった。

## 八

大學院公報は、教育部が解消し、大學院が教育行政を担当した時期、いわゆる大學院時代の公報で、民國十七年一月に第一年第一期が出され、同年九月の第九期で終わっている。それは、大學院がふたたび教育部に改組されたためである。民國十八年一月よりは教育部公報が、それをうけついでいる。大學院公報は、国会図書館には、第七・九期が欠けている。第一巻第一期の巻頭には、蔡元培の発刊の詞がのっている。

## 九

また、表紙裏には、孫文の遺言と、国民党对内政策第十三条「勵行教育普及、以全力發展兒童本位之教育、整理學制系統、增高教育經費、並保障其獨立」がかかげられている。第一年第一期の内容は、一、中央教育法令、(甲條例・乙法規・丙大學院通令・丁大學院布告)、二、大學院院章(甲大學院・乙中央研究院・丙各委員會)、三、教育公牘、四、教育記載、五、教育表格、六、各省區教育法令擇登、七、附録に分類されているが、各期とも、だいたいこれを踏襲したような編集がなされている。もっとも、前後のものを比較すると、その分類や配列に若干の変化はある。たとえば、第一年第六期は、一、中央教育法令(甲法規・乙條例・丙大學院布告)、二、教育令文(甲國民政府令・乙大學院令)、三、大學院院章、四、教育公牘(甲呈・乙函)、五、圖書審定、六、新出圖書一覽、七、教育記載、八、各省區教育法令擇登となっている。教育部公報は、教育部總務司第二科公報室で編集・発行された公報で、民國十八年一月に、第一巻第一期が出ている。その最初に、「前大學院公報、已出至第九期止、本部改組、繼續編輯、改名教育部公報、於十八年一月發行一巻第一期、嗣後月出一冊、全年十二月、按期出版、特此聲明、教育部總務司第二科啓」とある。第一巻第一期の内容は、一、政府命令、二、本部公牘(甲呈・乙咨・丙函・丁布告・戊令〔部告未列號・訓令・指令〕・巳電・庚批)、三、法規、四、會議錄、五、附載となっているが、各巻各期とも、だいたいこうした形式を踏襲しているけれども、かならずしも一貫せず、巻期を追うにつれ多少の変化がみられる。かりに、第八巻第三十一・三十二期(合併)を例にとると、一、法規、二、命令(一府令・二部令〔訓令〕)、三、公牘(一咨・二司牋)、四、特載、五、附載となっている。国会図書館には、第一巻第一期より、民國二十五年(一九三六)十二月十三日の第八巻第四十九・五十期(合併)までいとおうあるが、民國十九年七月―十二月、二十年一月―三月、二十二年一月―十二月分が欠けている。

## 一〇

中華民國法規大全は、民國二十五年(一九三六)輯印され、商務印書館の発行である。五冊本であるが、民國二十九年(一九四〇)に補編一冊が出ている。本編五冊は、民國二十五年十月以前に頒布・修訂された中央機関の法令を集め、根本法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法・官

制・官規・行政・立法・司法・考試・監察・黨務の一二に分類し、そのうち、行政類については、さらに、内政・外交僑務・軍政・財政・實業・教育・交通の七項目に分けてある。補編の分類もこれを踏襲しているが、補編に集められている法令の年代は、民國二十五年十月以後、二十六年十一月十九日までである。本書に採録したのは、第三冊のうち、行政類教育からであるが、それは、公報などから採ることができなかったものに限定した。

二 民國法令大全は、扉に最新編訂民國法令大全とあり、表紙背文字に民國十三年編訂法令大全とある。民國十三年六月の初版で、民國元年から十二年にいたる法令のうち、民國十三年編集當時有効な法令を収録したものである。したがって、廃止された法令は、原則として収録されていないけれども、新学制のように、新制が公布されていても、施行日期のまだ確定していないものは、旧制を収録している。商務印書館の発行であるが、同書館からは、民國二年に中華民國法令大全の初版が出て、四年と九年に増補版が出ている。本書は、これらの有効法令をも集めたもので、一六五八頁の大冊である。その内容は、(一)憲法國會・(二)官制・(三)官規・(四)外交・(五)内務・(六)財政・(七)軍政・(八)司法・(九)教育・(十)農商・(十一)交通・(十二)地方制度・(十三)禮制服章・(十四)賞恤・(十五)公文式公報・(十六)補録となっている。本書に採録したのは、(九)教育からであるが、中華民國法規大全の場合とおなじ方針により、公報などから採ることができないものに限定した。

三 歐戰後之中國は、現役大總統徐世昌の著作、民國十年(一九二二)五月の出版、本文六二葉の線装本である。當時の中國教育の前進を阻害したもつとも重要な要因に経済的貧窮がある。副題が経済と教育となつてゐることでもわかるように、本書は経済と教育との問題に焦点をあてて論じてゐる。内容は第一章戰後世界之觀察、第二章中國之古與今、第三章今後之中國與世界の三章よりなつてゐる。そのうち、第一章は、第一節戰役與經濟之影響、第二節戰後之財政救済政策、第三節戰後之產業開發政策、第四節戰後之教育施設及改進、第二章は、第一節古時之施教與殖産、第二節學術及物力上之憑藉、第三節現在之産業狀態、第四節現在之教育狀態、第三章は、第一節世界對我相需之股、第二節吾國及時自奮之機、第三節恆久和平之關鍵、第四節吾人之兩大屬望と各章いづれも四節よりなつてゐる。そのうち、教育について探究してゐる第一章第四節、第二章第四節、第三章第二節を採録した。

四 教育方針草案は、民國十五年八月、中華基督教教育季刊二―三に發表されたものである。この雑誌は、日本に創刊号が京都大学附屬圖書館にあるのみである。本書は舒新城氏の近代中國教育史料補編より採つた。著者許崇清(一八八九―)は、廣東省番禺縣の人で、東京高等師範学校・東京帝国大学を卒業し、民國十年に廣州市教育局長となり、十二年に廣東省政府教育庁長となり、十四年二月九日に教育行政委員會委員を兼ねた。この許崇清の論文は、彼の個人的論說であるとはいへ、彼が廣東政府の教育行政上の要職にあつただけに、廣東政府の教育政策を理

解するうえで注目されるので、とくに収録した。

- 一四 第一次會議之回顧は、単行本の第二次全國教育會議始末記より採った。同書は民國史料叢刊として台北市の傳記文學出版社より影印本が出されている。

- 一五 改進全國教育方案は、教育部公報に連載されたものを、著者が編集したものである。教育部公報には、實施義務教育初步計劃草案・實施成年補習教育初步計劃・籌設各級各種師資訓練機關計劃・改進中等教育計劃・改進高等教育計劃・改進社會教育計劃・改進並發展華僑教育計劃・實施蒙藏教育計劃等の順で掲載されている。これらが、第二次教育會議へ提出されていたが、一〇余万言の膨大な原案である。全案會議を通過したが、修正も行われた。實施義務教育初步計劃草案と實施成年補習教育初步計劃の修正案たる實施義務教育計劃と實施成年補習教育計劃が教育公報に掲載されるに際し、前文として改進全國教育方案というタイトルと要目一〇章がしめされている。要目は第一章實施義務教育計劃より第九章實施蒙藏教育計劃、第十章全方案總預算にいたる。

- 一六 第二次全國教育會議始末記は、教育部公報(第二卷第一八期・記載三九―一二四頁)に發表されたものである。

- 一七 教育統計および大學教育概況は第一次中國教育年鑑より採録した。第一次教育年鑑は、民國二十一年に教育部によって企画され、三月二十三日に、第一次中國年鑑編審委員會が編成され、十月二十六日には、原稿が完成したらしく、編纂同人の序文がある。しかし出版は、翌二十三年である。「中國近七十年來教育記事」(二十二年十二月序文、二十四年五月出版)の編者丁致聘も、編纂の一人であった。教育統計は、二十年度統計が主で、十九年度統計がこれについている。高等教育・中等教育・初等教育・社會教育に分類表示して収載することにした。

- 一八 本編期間たる民國九年より二十年にいたる間には、いくつかの政府ができて、広範圍の地域にわたって影響をあたえた法令は、北京政府と國民政府の法令である。それで、國民政府の成立以後、北伐完了までは、どちらの政府から出された法令か資料項目に明記した。

- 一九 本編も一項目一資料を原則とし、蒐集した膨大な資料のなかから選択したものであるが、内戦混乱期など、日本では資料の十分整わない期間もある。この点については、中國の學者の協力を期待する。なお、民國編上の六一頁四行目師範學校令は師範教育令に、一九頁一五行目・八一頁最終の行・八二頁最初の行の特定教育綱要は特定學務綱要に、一四九頁(〇七四)は(〇七五)に、四一四頁(二二四)は(二二五)に、四一九頁(二二六)は(二二六・二三七)に、四五六頁四は六一・一六三(二七四)に訂正する。

- 二〇 索引は最終の人民中國編につける予定である。

## 資料項目

- 〇〇一 民國九年（一九二〇）一月三日 教育部より大總統に、教育經費の支絀困難なため、辦法を籌擬するよう呈請する。  
資料 三一九
- 〇〇二 九年一月八日 教育部より各省區に、國語研究會の國語材料を送り、所屬各教育機關・學校に轉發させる。  
三一〇
- 〇〇三 九年一月十二日 國民學校一・二年級の國文を、本年秋季より口語文に改めることとする。  
一一一・一一二
- 〇〇四 九年一月十七日 教育部より各省區に、注音字母發音圖說を送り、所屬各校に轉發させる。  
一一三・三一四
- 〇〇五 九年一月十七日 練習語言辦法を公布する。  
一四
- 〇〇六 九年一月十九日 江蘇省教育會からの教育會規程第十三條の會員資格審査の質問に對して、教育部の解釋を通告する。  
三一二
- 〇〇七 九年一月二十二日 日貨排斥運動について、教育部より訓令が出る。  
三一三
- 〇〇八 九年一月二十三日 日貨排斥運動について、教育部よりふたたび訓令が出る。  
三一四
- 〇〇九 九年一月二十四日 國民學校令施行細則を修正する。  
七一
- 〇一〇 九年一月二十六日 教育部より各留學生監督に、官費留學生の外國婦女との結婚禁止について訓令する。  
三一五

〇二一 九年一月二十八日 教育部より外交部へ、私費留學生の外國婦女との結婚は、一般華僑の禁止規定とおなじ旨をつたえる。

〇二二 九年一月二十九日 教育部より留日學生監督處に、整理留日學務說帖を鈔交し、辦理させる。

〇二三 九年二月二日 教育部より各省區に、國語統一籌備會の新式標點符號全案を所管各校に轉發させる。

〇二四 九年二月二日 教育部より河南省長に、教育改進事項について指示する。

〇二五 九年二月四日 政府より同濟醫工學校に、建築費を撥給する。

〇二六 九年二月五日 外交部が、清華學校董事會章程を再修正する。

〇二七 九年二月六日 學風の肅正について大總統令が出る。

〇二八 九年二月六日 治安の保全について大總統令が出る。

〇二九 九年二月九日 教育部が江西教育廳擬定の召集第二次教育行政會議簡章を核准する。

〇三〇 九年二月十日 教育部が吉林省教育廳の義務教育進行程序を核准する。

〇三一 九年二月十八日 教育部より各省教育廳に、國語講習所第一次受講者を派遣するように命じる。

〇三二 九年二月十八日 天津大營門中學の結束について直隸省長に指示する。

〇三三 九年二月二十四日 教育部・財政部より大總統に、各省分還の歐洲留學生監督經費民國五・六兩年不足分とその後の負擔増加分の辦理について會呈する。

〇三四 九年二月二十七日 教育部より湖北省長に、湖北省城各校の改進すべき事項について指示する。

〇三五 九年三月八日 各省區設立教育行政人員講習會案を公布する。

〇三六 九年三月八日 教育部より直轄各學校に、北京學生の行動に對して訓令する。

三一三

三一六

三一七

三二四

三一七

七一七

三一七

三一七

三一七

三一八

三一八

三一五

三一〇

三一六

一一五

三一六

- 二七 九年三月九日 中等以下教育宜注重工藝案を公布する。 一〇六
- 二八 九年三月九日 留日學生監督林鵬翔より大總統に、着任期日や留日學生の現況を呈報する。 三一・二二
- 二九 九年三月十日 改進黨校體育案を公布する。 一〇七
- 三〇 九年三月十三日 全國教育會聯合會より教育部へ送られた推行義務教育案を大總統へ呈報する。 三一・二一
- 三一 九年三月十三日 留日學生の歸國旅費・被災卹費・死亡埋葬費などを増額する。 三一・三一
- 三二 九年三月十五日 全國教育會聯合會會議で議決した蒙藏教育宜注重國語案を、教育部より各省區に通咨する。 三一・二三
- 三三 九年三月十八日 教育部より各省省長・都統らに、旅順工科學堂へ學生を選送するよう、また、歳費を増加する旨を通達する。 三一・三四
- 三四 九年三月十九日 給予教員許可狀規程を公布する。 一一八
- 三五 九年三月十九日 義務教育推行について大總統令が出る。 三一・一五
- 三六 九年三月二十二日 修正學生學業成績考查規程を公布する。 三一・一九
- 三七 九年三月二十三日 教育部より各省區に、學業試験を廢止してならない旨を打電する。 三一・三八
- 三八 九年三月二十四日 國語講習所章程を公布する。 一一九
- 三九 九年三月二十四日 教育部より留日學生監督處に、自費生の奨勵金は醫藥費清算後の餘款によって定めるよう訓令する。 三一・二八
- 四〇 九年三月二十四日 第五次全國教育會聯合會會議の議決各案の採擇を批示する。 三一・三七
- 四一 九年三月三十日 教育部より直隸省長に、北洋大學の再開許可を通達する。 三一・三五

〇四二 九年三月三十日 教育部が勸學專員を派遣して、地方情形および實業教育の相互連絡を視察させることとする。 七一八

〇四三 九年三月三十一日 教育部より北京大學に令して、北洋大學の補習班を停止させる。 三一二九

〇四四 九年四月二日 教育部より各省區に、三月十九日の大總統令に遵照し、義務教育の實施について報告し、考核に資するよう通咨する。 三一三二

〇四五 九年四月七日 教育部より福建省省長に、同省教育廳より質問の法令六項目の解釋を傳達する。 三一四五

〇四六 九年四月十九日 教育部より各省區に、國語統一籌備會で辦正した江蘇省無錫縣國民學校教授語體文暫行辦法を、所屬各學校へ印發して參考に資せしめるよう通咨する。 三一四〇

〇四七 九年四月二十二日 教育部より北京直轄學校に、學生の罷課について訓令する。 三一三〇

〇四八 九年四月二十二日 教育部より關係各機關に、六月一日開課の國語講習所第二班へ師範學校國文教員を派遣入所させるよう傳達する。 三一三三

〇四九 九年四月二十二日 東京高等師範學校官費留學生の修正續留研究暫行規則を修正して變通辦理することとをみとめる。 三一四一

〇五〇 九年四月二十四日 教育部より財政部へ、今後の教育部經費に關し、毎月支出する分や教育部自籌分について辦法の酌定を要請する。 三一三六

〇五一 九年四月二十八日 實施義務教育研究會章程を公布する。 三一三七・三一三九

〇五二 九年四月二十九日 教育部より奉天省省長に、教育會會長の任期の解釋について回答する。 三一四六

〇五三 九年四月三十日 教育部より福建省省長に、福建省教育廳與各道辦事權限章程の認可を通知する。 三一四七

- 五四 九年五月四日 教育部より北洋大學代理校長馮熙運に、六年の本部會議の議決により本夏限りで法科を閉鎖し、電機・機械兩科を開辦して工科を擴張することについて訓令する。  
三一六四
- 五五 九年五月五日 教育部より奉天教育廳廳長に、訂定取締轉學辦法について指令する。  
三一五七
- 五六 九年五月七日 教育部より山東省省長に、施行義務教育暫行條例・施行義務教育進行程序を認可する。  
三一七一
- 五七 九年五月八日 教育部より北京大學などの學校や京師學務局へ、學生の罷課について指令する。  
三一六六
- 五八 九年五月八日 歐米派遣留學生の缺員補充について公示する。  
三一四八
- 五九 九年五月十一日 學生運動に關して、教育部より訓令が出る。  
三一六五
- 六〇 九年五月十一日 教育部より留日學生監督に對し、商業人材育成のため、東京・神戸・長崎・山口高等商業學校に入學する學生と、慶應大學理財科・早稻田大學商科に學ぶ學生とに官費を支給する件について指令する。  
三一六七
- 六一 九年五月十二日 教育部より外交部へ、留佛學生増費問題について咨復する。  
三一七二
- 六二 九年五月十四日 教育部より北京大學に、北洋大學の學生歸校について指令する。  
三一五八
- 六三 九年五月十七日 武昌高等師範學校の新入生募集について、教育部より關係各省長・京兆尹に通達する。  
三一四二
- 六四 九年五月十七日 南京高等師範學校の新入生募集について、教育部より各省區へ通達する。  
三一四三
- 六五 九年五月十七日 教育部より留日學生監督に、福岡明治專門學校留學生の學費増額の件について指令する。  
三一六八
- 六六 九年五月十七日 教育部より留日學生監督に、東京帝大農學部實科學生を官費生に加わえたいという件について指示をあたえる。  
三一六九

- 〇六七 九年五月二十四日 教育部より浙江教育廳廳長に、同省の義務教育の籌備について指令する。 三一七〇
- 〇六八 九年五月二十七日 教育部より京兆尹に、その籌備義務教育辦法大綱の實施を許可する。 三一八〇
- 〇六九 九年五月二十九日 教育部より黑龍江省省長に、代用國民學校暫行規程の照行を許可する。 三一七三
- 〇七〇 九年五月 吉林教育廳より教育部へ呈報の民國八年度辦理情形を公表する。 三一四九
- 〇七一 九年六月一日 教育部より安徽・奉天・河南省長に、旅順工科學堂留學生の學費増加について通達する。 三一八一
- 〇七二 九年六月二日 教育部より福建省省長に、福建教育廳の擬定した處務細則を認可する。 三一八二
- 〇七三 九年六月三日 教育部より直隸省省長に、北洋大學の新入生を呈報通り許可する。 三一八三
- 〇七四 九年六月七日 北京女子高等師範學校新設學科新入生募集について、教育部より各省區へ通達する。 三一四四
- 〇七五 九年六月八日 教育部より各教育廳に、北京高等師範學校招選新生辦法・同校簡章摘要・同校課程標準にもとずき、新入受験生を選送するよう通達する。 一一一〇
- 〇七六 九年六月九日 教育部より各省長に、アメリカ官費留學生學費毎月一〇元増額について通咨する。 三一七七
- 〇七七 九年六月十日 教育部より北京法政專門學校校長に、學生の要求する學年試驗・學期試驗廢止の件について指示する。 三一五九
- 〇七八 九年六月十四日 教育部より留日學生監督に、東京高工學生の學費(實習費など)増額の件について指示する。 三一六〇
- 〇七九 九年六月十五日 教育部より留日學生監督に、監督處薪公費報銷冊について、不都合な點を指摘訓令する。 三一五五
- 〇八〇 九年六月十七日 教育部より北京高等師範學校に、教育部制定考查學生學業成績試行規則の適用に

ついで指令する。

〇八一 九年六月十九日 教育部より歐洲留學生監督に、調査費の件について指令する。

〇八二 九年六月二十三日 教育部より南京高等師範學校に、内部組織試行簡章を認可する。

〇八三 九年六月二十六日 教育部より南京高等師範學校に、教育課程について訓令する。

〇八四 九年六月三十日 教育部より福建教育廳廳長に、同省會夏期國語講習會簡章を認可する。

〇八五 九年六月三十日 教育部より黑龍江教育廳長に、黑龍江公法校長の被控情形について指令する。

〇八六 九年六月三十日 教育部より武昌高等師範學校に、同校國語講習所規程を認可する。

〇八七 九年七月二日 教育部より各省區に、北京高等師範學校教育研究科へ學生を送送するよう通達する。

〇八八 九年七月六日 教育部より各省區に、國語統一籌備會の分設について通達する。

〇八九 九年七月九日 教育部より各省省長・三都統・京兆尹に、師範學校で國語講習科を暑中休暇中開辦するよう通達する。

〇九〇 九年七月二十日 教育部より各省省長に、北京農業專校畢業生の任用について通達する。

〇九一 九年七月二十四日 教育部より各省區に、日本東亞同文書院商科へ學生を送送するよう通達する。

〇九二 九年七月 マラツカ海峽中にある英領ベナンの華僑教育情況調査報告書を公表する。

〇九三 九年八月四日 時局に關して大總統令が出る。

〇九四 九年八月五日 教育部より河南省省長に、同省の施行義務教育規程および籌備程序の照行を許可する。

〇九五 九年八月八日 教育基金に關して大總統令が出る。

〇九六 九年八月九日 靳雲鵬が國務總理に再任される。